

令和3年11月17日
総務企画局人事部人事課

職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の傷害

(1) 職 員 博多区 会計年度任用職員（70代）

(2) 処分の内容 停職6月

(3) 処分事由

当該職員は、令和3年7月13日（火）午後8時40分頃、私用で地域活動に参加した際、同じく参加していた相手方と、活動を巡って口論になり、活動終了後に自宅付近まで追いかけてきた相手方に対し、自宅に保管していた木刀により顔面を1回叩き、傷害を負わせたとして、同日逮捕され、10月28日に傷害罪の容疑で起訴されたもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内訳

課長級職員及び係長級職員：口頭訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

人事課長 八尋、人事第2係長 三坂
電話：711-4121（内線1351）